

特別支給の老齢厚生年金の請求手続きはお済みですか？

一般組合員の期間中に**特別支給の老齢厚生年金**（以下「年金」という。）の受給権が発生する方（再任用職員（フルタイム）等）には、共済組合から「年金請求書」等の必要な書類一式を送付しています。

既に年金の受給権が発生している方で、未だ、請求手続きが済んでいない方は、早急に「年金請求書」に必要な書類を添えて、共済組合広島支部（長期給付係）へ提出してください。

- ※ **請求書を送付する時期は、年金支給開始年齢到達月（下表）の約1か月前です。**
- ※ 年金は、年金の受給権発生日以降、概ね、2か月以内に請求手続きをしてください。
- ※ 年金は、請求から決定まで5～6か月の時間を要します。

請求手続きがお済みでない方は早急に請求をお願いします。



年金の在職停止と年金受給者が退職した場合について

1 年金の在職停止

在職中の年金は、賃金（給料＋賞与）と調整しますので、年金の「一部」または「全部」が支給停止になります。**在職停止に伴い調整する額を算出するためには、賃金の額だけでなく、請求に基づく年金の額を決定する必要があります。**

なお、令和4年4月の制度改正により、65歳未満の方の「在職停止基準額」が、28万円から48万円に見直しされ、65歳以上の方の在職年金の停止基準額と同様になりました。

2 年金受給者が退職した場合

在職中に支給停止されている年金は、一般組合員の資格喪失後に「在職停止を解除」し、その後、年金を支給するための事務処理を行います（退職改定処理）。

※ 年度末退職の方は、順調に処理が進んだ場合、4、5、6、7月分の年金を8月に支給することになりますが、特別支給の老齢厚生年金を未請求の方は、8月の定期支給に間に合わない可能性がありますので、早目の請求をお勧めします。

年度末退職の年金受給者の方への御案内は福利ひろしま1月号に掲載予定です。

《特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢一覧表》

	生年月日	支給開始年齢
1	昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	60歳
2	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
3	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
4	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
5	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
6	昭和36年4月2日以降	65歳



※ 65歳以降の年金の名称は、「老齢厚生年金（または、本来支給の老齢厚生年金）」。